

次世代育成支援対策推進法案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1 概要

(1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

(2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

(3) 行動計画

① 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

② 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

③ 事業主の行動計画

ア 一般事業主行動計画

- ・ 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・ 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。
- ・ 厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主団体がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること。

イ 特定事業主行動計画

①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

(4) 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

(5) 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

2 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、公布の日から6月以内の政令で定める日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法案は、平成27年3月31日までの時限立法である。

次世代育成支援対策推進法案の趣旨

少子化対策プラスワン

※仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・ 男性を含めた働き方の見直し
- ・ 地域における子育て支援
- ・ 社会保障における次世代支援
- ・ 子どもの社会性の向上や自立の促進

総合的な推進体制の整備

自治体・企業における
行動計画の策定

⇒ 次世代育成支援対策
推進法案

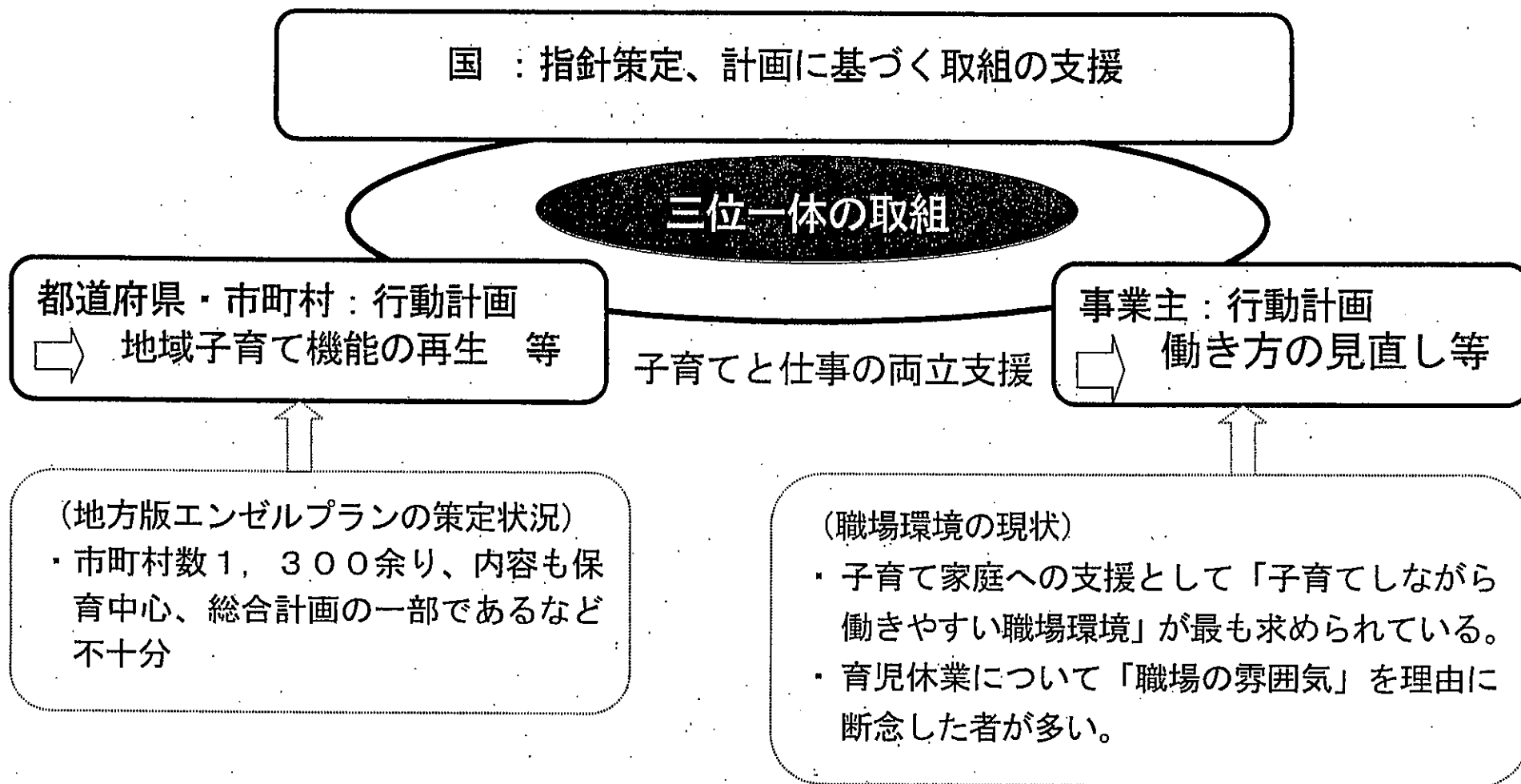
具体的な個別施策の推進

各個別法の整備

⇒ 児童福祉法案
育介法
年金各法 等

車の両輪

○ 国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。



次世代育成支援対策推進法案

<平成17年度から10年間の時限立法>

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

①市町村行動計画

②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

事業主等行動計画の策定

①一般事業主行動計画（企業等）

*中小企業（300人以下）努力義務

*特に対策を推進している事業主の認定

②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）

*策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

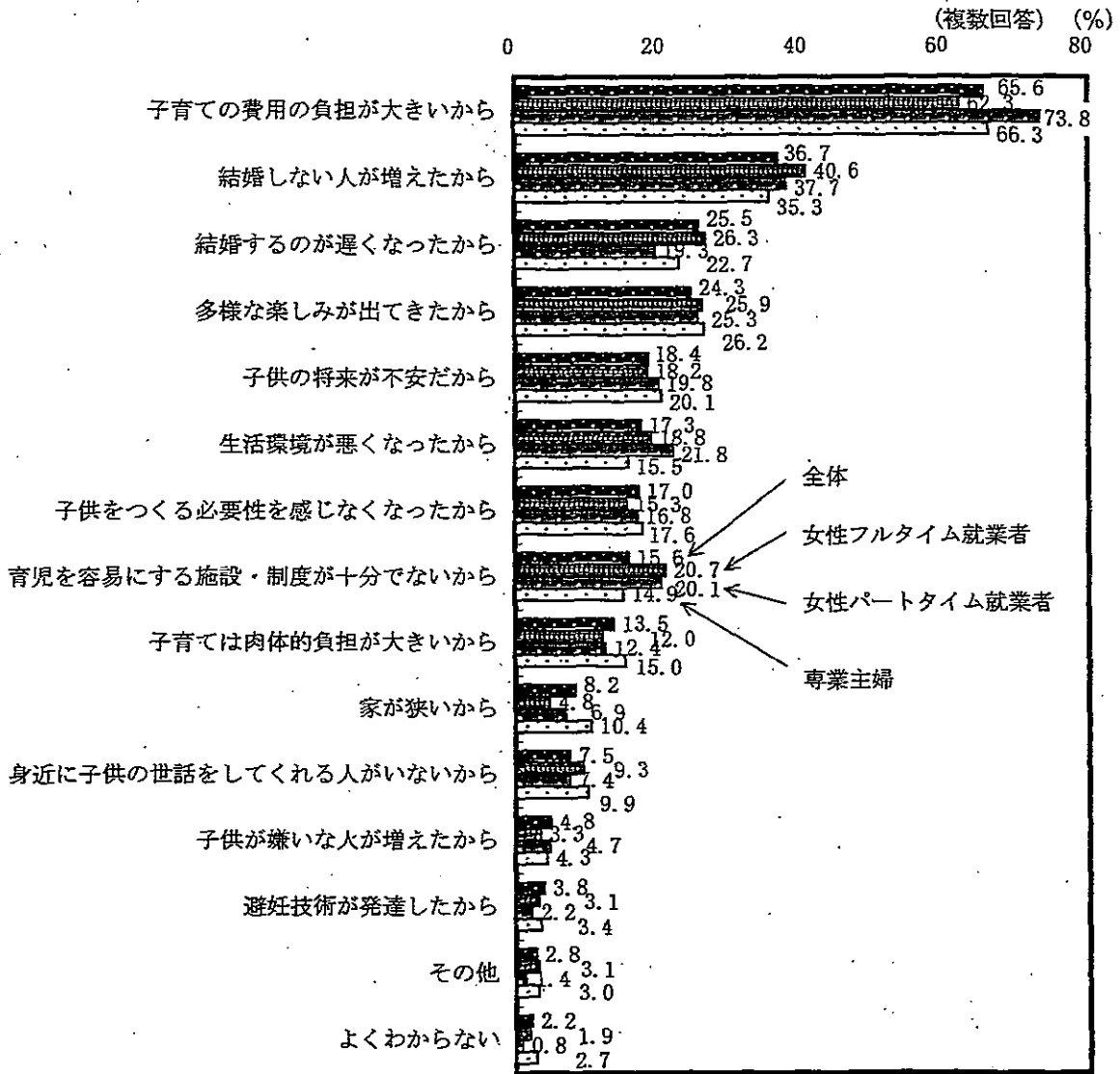
・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

次世代育成支援対策推進センター

・経済団体による情報提供、相談等の実施。

出生率低下の原因は「子育て費用の負担が大きいから」と考える割合が高い

「我が国の合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産む子供の数）は近年低下傾向が続いており、1999年には1.34人となっております。あなたは、この出生率の低下の原因は何だと思いますか。次のうち3つまでお答えください。（〇は3つまで）」



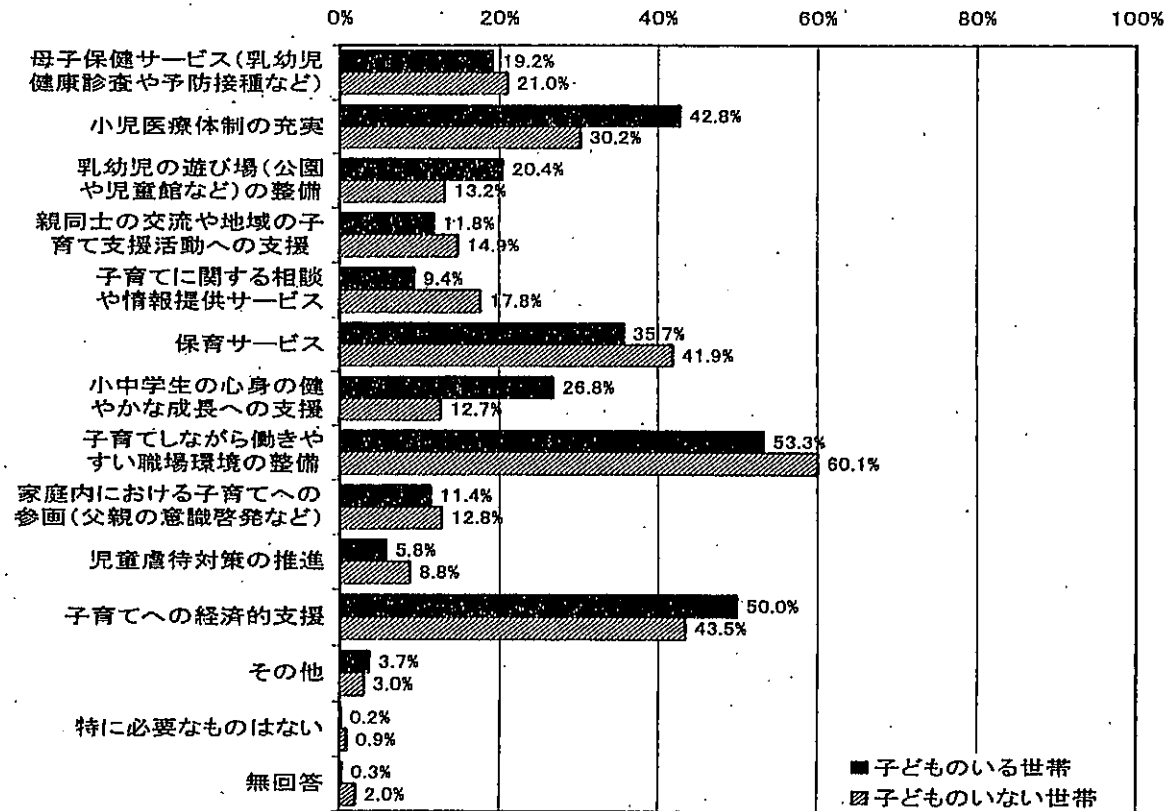
(備考) 1. フルタイム就業者は、「勤め人」である。パートタイム就業者は、「主婦（パートタイム就業者）」である。専業主婦は、「主婦（無業の）」である。
 2. 就業形態不明者および無回答は除いた。
 3. 回答者は3,988人。そのうち、女性フルタイム就業者は483人、女性パートタイム就業者は363人、専業主婦は626人。

(出典：「平成13年度国民生活選好度調査」内閣府国民生活局)

○今後充実が必要な施策・サービス及び支援等 (複数回答、3つまで)

子どものいる世帯、いない世帯ともに、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と「子育てへの経済的支援」が第1位、第2位を占めている。

今後充実が必要な施策・サービス及び支援等 (複数回答、3つまで)



出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業

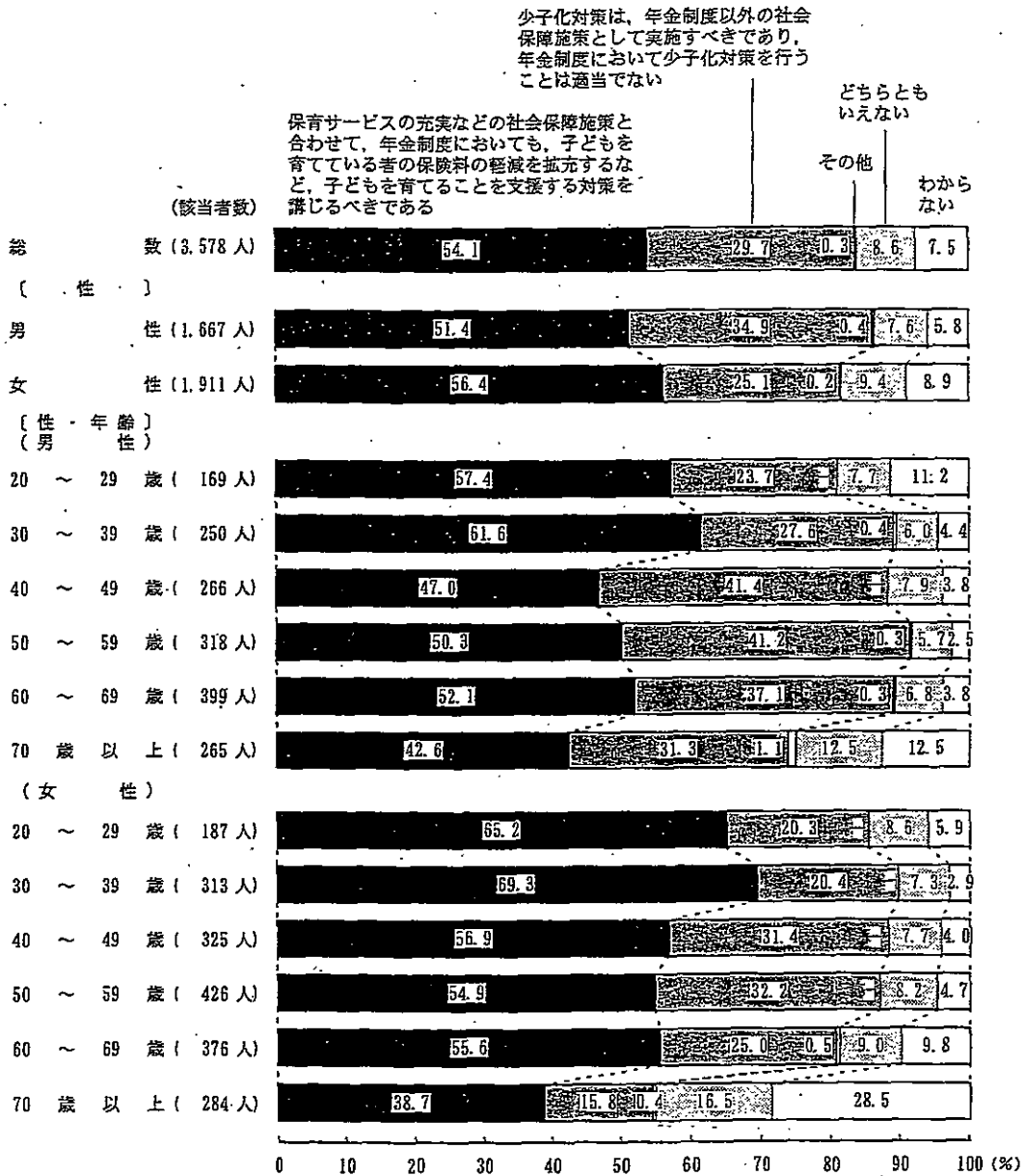
「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)

平成15年2月 公的年金制度に関する世論調査

年金制度の中での少子化対策について

現在の公的年金制度は働いている世代全体で高齢者を支える仕組みを採っている。この年金制度において、制度の支え手となる次の世代の育成を支援することについて、考えに近いものはどれか聞いたところ、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合が54.1%、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合が29.7%となっている。

年金制度の中での少子化対策について



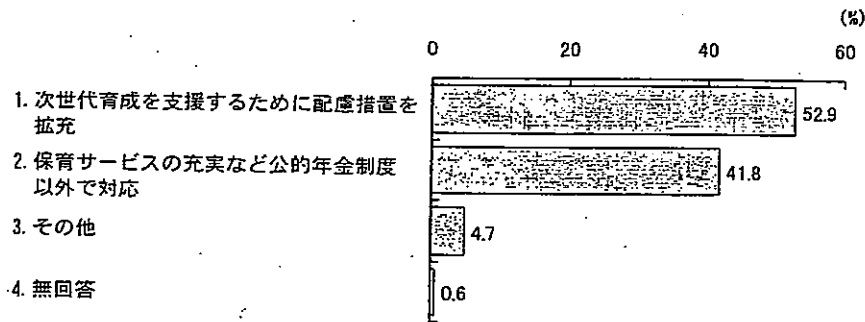
(出典：「平成15年2月 公的年金制度に関する世論調査」内閣府)

平成15年5月 年金改革に関する有識者調査

育児期間への配慮措置の拡充の是非について

公的年金制度における育児期間への配慮措置の拡充の是非について尋ねたところ、52.9%の人が「公的年金制度にとって、制度を支える次の世代の育成を支援することも重要な課題であり、子供を育てることが不利にならないよう、公的年金制度としても、育児期間への配慮措置を拡充すべき」と回答している。これに対して、41.8%の人は「公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されており、次世代育成支援はむしろ保育サービスの充実など、公的年金制度以外で考えていくべき」と回答している。

(全体の結果)



(性・年齢・分野別)

		合計	次世代育成を支援するために配慮措置を拡充	保育サービスの充実など公的年金制度以外で対応	その他	無回答
全体		1,238	52.9	41.8	4.7	0.6
性別	男性	940	52.1	42.7	4.8	0.4
	女性	277	56.0	39.7	4.3	—
	無回答	21	47.6	28.6	4.8	19.0
年齢	20歳台	32	68.8	31.3	—	—
	30歳台	135	48.9	49.6	1.5	—
	40歳台	191	57.1	36.1	6.8	—
	50歳台	481	53.4	40.5	5.6	0.4
	60歳台	275	49.5	45.8	4.0	0.7
	70歳以上	98	53.1	43.9	3.1	—
	無回答	26	50.0	26.9	7.7	15.4
	分野	学識者	239	57.3	37.2	5.4
年金実務		187	44.4	50.8	4.3	0.5
報道・評論		91	47.3	46.2	6.6	—
経済界		101	50.5	46.5	2.0	1.0
労働界		133	65.4	20.3	12.8	1.5
農林水産・自営業		111	53.2	43.2	2.7	0.9
青年		105	45.7	50.5	1.9	1.9
女性団体等		123	49.6	47.2	2.4	0.8
行政機関	148	58.1	39.2	2.7	—	

(出典：「平成15年5月 年金改革に関する有識者調査」厚生労働省)